

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社是として、経営の考え方の根幹であり社名の由来でもある「夢現」(夢を現実にし、理想を追求する)を実現し、企業価値の持続的向上を図るため、以下の三つの企業理念を掲げております。

- ・社会の繁栄に貢献し、成長し続けていきます。
- ・コンプライアンス経営に徹します。
- ・ステークホルダー満足度の充実につとめます。

当社では、この企業理念の実現のために最も必要な施策は、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化であり、コーポレートガバナンスの確立が最重要課題であると認識し、(1)業務執行責任者に対する監督・牽制の強化、(2)情報開示による透明性の確保、(3)業務執行の管理体制の整備を推進しております。

また、当社取締役会は、実効性のあるガバナンスの枠組みを示しその実現に資することを目的として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「当社ガイドライン」)を定めております。

「当社ガイドライン」の全文は、当社HPに掲載しておりますのでご参照ください。

https://www.mugen-estate.co.jp/ir/management/governance/pdf/CGguidelines_20200324.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳】

現在、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を行っていませんが、現状の株主構成や株式分布状況等を勘案すると、株主の議決権行使が問題なく行える環境にあると認識しております。

今後は、機関投資家や海外投資家の比率等の変化を踏まえて、議決権行使の環境整備や招集通知の英訳について検討してまいります。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、女性・外国人・中途採用者も分け隔てなく、活躍できる職場環境を提供することが、中長期的な企業価値の向上に必要な不可欠と認識しており、積極的な採用を進めております。

また、女性・外国人・中途採用者も分け隔てなく共通の、人事評価制度を運用しております。自身の立てた目標に向かって挑戦した成果、及び能力の進捗を、公正に評価し、この能力と成果に応じて管理職登用を実施しております。

今後、中核人材の登用等における目標値、多様性確保に向けた人材育成計画の開示について検討を進めてまいります。

【補充原則3-1-3 サステナビリティの取り組み】

サステナビリティ課題の解決にあたっては、それがリスクの減少のみならず、新たな収益機会にもつながることを認識し、積極的・能動的に取り組むこととしております。

現在、当社HPにてサステナビリティの取り組みについて開示しておりますが、更なる持続的な成長に資するべく、2022年度から始まる新たな中期経営計画の策定の中で人的資本や知的財産への投資等についても議論を深めるとともに、開示を進めてまいります。

【補充原則4-2-1 持続的な成長に向けた経営陣の報酬】

経営陣に対する報酬は、固定報酬(金銭)、及び業務執行取締役へ付与する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)で構成されています。取締役会は、株主総会の決議による取締役会の報酬総額の限度内で取締役7名への固定報酬の具体的な配分について代表取締役社長へ一任する旨決議しております。

代表取締役社長は、取締役会の決議に先立ち会社の業績や経営内容、経済情勢及び各取締役の評価等を考慮したうえで、社外取締役に対し説明を行い、適切な意見を得た後に、上記方針に基づき、取締役会は代表取締役から上程された各取締役の個別の固定報酬案について審議の上、各取締役への報酬の具体的な配分を決定しております。

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の業務執行取締役5名への付与については、内規に従い取締役会が配分を決定しております。

経営陣に対する現行の報酬体系は、当社の経営計画とは連動しておらず、割合についての定めもありませんが、2021年11月より指名・報酬委員会を設置し、「持続的な成長」を導くための基礎として「経営計画の達成」があるとの考えのもと、今後、客観性・透明性を高めるため、当社の経営計画の達成に寄与する業績連動型報酬制度の具体的な検討を進めてまいります。

【補充原則4-2-2 サステナビリティの監督】

現在、当社HPにてサステナビリティの取り組みについて開示しておりますが、更なる持続的な成長に資するべく、2022年度から始まる新たな中期経営計画の策定の中で議論を深めるとともに、策定後の監督を進めてまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、取締役7名中2名を独立社外取締役として選任しております。当該独立社外取締役は、取締役会における独立した中立な立場で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すべく、その役割・責務

を果たしております。統治機能の更なる充実を図るため、引き続き独立社外取締役の人数、割合について検討してまいります。

【補充原則4-8-3 特別委員会の設置】

当社は特別委員会を設置しておりませんが、全ての取引に関し、その適法性、内容の妥当性及び合理性を稟議規程等の諸規程に基づき審議しております。支配株主及びその二親等以内の者との取引については、関連当事者取引として取り扱い、通常取引と比較して適正、妥当かつ合理的な取引であるかを取締役会に諮り、利害関係者を除く取締役による承認を得たうえで取引を行う旨「当社ガイドライン」に定めており、少数株主やその他通常取引先に不利益が生じないよう適切に対応しております。

また、統治機能の更なる充実を図るため、引き続き独立社外取締役の人数、割合について検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用と独立社外取締役の関与・助言】

当社は、監査役会設置会社であり、取締役7名中2名を独立社外取締役として選任しております。独立社外取締役の人数は取締役会の過半数には達していませんが、個々の高度な独立性や高い専門的な知識と豊富な経験を活かすことで、適切な関与・助言を得る体制を整えていると認識しております。

また、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役2名と代表取締役社長の計3名で構成する指名・報酬委員会を2021年11月に設置し、経営陣幹部・取締役の指名・報酬、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、委員会の適切な関与・助言を得る考えで進めております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役の員数を7名以内としており、現在7名の取締役のうち、2名が社外取締役であります。取締役の選任にあたっては、「当社ガイドライン」に記載のとおり、優れた人格、見識、能力、豊富な経験を有している取締役によって構成することとしています。現在の取締役は、全員男性かつ日本人となっていますが、ジェンダーや国際性面はもとより、知識・経験・能力のバランスについて留意して多様性の確保についても引き続き検討してまいります。

また当社は、監査役の員数を3名以内としており、半数以上の社外監査役を選任する方針としています。監査役の選任にあたっては、「当社ガイドライン」に記載のとおり、優れた人格、見識、必要な財務、会計、法務に関する知識、並びに適切な能力及び、豊富な経験を有している方を基準とし、現在経験豊富な弁護士、税理士を社外監査役として迎え、常勤監査役は上場会社において豊富な財務・会計の知識経験を有しています。

当社は毎年全役員へ取締役会の運営に関するアンケートを実施し、その回答内容を分析・評価の上、その後の取締役会の運営改善を行い、取締役会の機能向上に努めております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方につきましては、“取締役会の構成”並びに“取締役の資格及び指名手続”についての基本方針を「当社ガイドライン」に定め、当社HPにて開示しております。取締役のスキル・マトリックスに関しては開示に向けて検討を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式としての上場株式を保有しておりませんが、今後、相手企業との関係強化や提携を図る目的で取得の必要が生じた場合には、中長期的な経済合理性等を検証し、その結果を開示するとともに、株式保有を行う方針であります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引につきましては、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、法令・社内規則等に則り、その取引内容及び性質に応じた適切な手続きを実施しております。当該取引の内容を予め取締役会に付議し、取引の妥当性及び経済合理性について確認するとともに、関連当事者と当社との取引の有無を定期的に調査しております。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りです。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、当該制度運用における財政状態への影響はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「社是・企業理念・VISION / MISSION・行動規範」や「経営基本戦略」をベースとした3か年の中期経営計画を策定し、当社HP、有価証券報告書及び決算説明資料等に広く開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、社是である「夢現」を実現し、企業価値の持続的向上を図るため、三つの企業理念を掲げ、その企業理念の実現のために必要な施策として、経営の透明性と健全性の確保及び環境変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化並びにコーポレートガバナンスの確立が最重要課題であると認識し、これを基本方針としております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬等の額及びその算定方法に関しまして、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としており、固定報酬及び取締役(社外取締役を除く)へ付与する株式報酬型ストックオプションで構成されております。具体的には、株主総会で固定報酬及び株式報酬型ストックオプションの報酬総額をそれぞれ決議し、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長 藤田進一が決定しております。

基本報酬は、各役位の職務に対して毎月固定額を支給する報酬であり、株式報酬型ストックオプションは、株主総会終了後の翌月の取締役会にて発行決議し、役員内規にあらかじめ定められた割当個数を付与しております。

代表取締役社長は、取締役会の決議に先立ち、社外取締役に対し説明を行い、適切な意見を得た後に、上記方針に基づき、取締役会は代表取締役から上程された各取締役の個別の固定報酬案について審議の上、代表取締役社長である藤田進一に一任する方法で決議しております。

なお、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役2名と代表取締役社長の計3名で構成する指名・報酬委員会を2021年11月に設置しました。今後、経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたり、本委員会でも審議し、取締役会に答申の上、取締役会にて十分審議して決定する方針であります。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名方針と手続

当社の取締役は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験を有していることに加え、取締役会の構成の多様性の観点より、ジェンダーや国際性の面を含む幅広い多様な人材の中から選定するよう「当社ガイドライン」にて定めております。

また、当社の監査役は、優れた人格、見識、必要な財務、会計、法務に関する知識、並びに適切な能力、豊富な経験を有していることに加え、監査役としての役割を十分認識し、中立的・客観的な視点で取締役の業務遂行状況を監査し、経営の健全性及び透明性に貢献できる人材を選定し、監査役会の同意を経た上で、取締役会で株主総会への付議を決定いたします。

取締役の解任につきましては、法令又は当社規程に抵触又は職務の遂行に著しい支障が生じた場合等に取締役会で審議し株主総会への付議を決定いたします。

なお、指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役2名と代表取締役社長の計3名で構成する指名・報酬委員会を2021年11月に設置しました。今後、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたり、本委員会で審議し、取締役会に答申の上、取締役会にて十分審議して決定する方針であります。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選解任・指名についての説明

株主総会において取締役・監査役選任議案がある場合、個々の取締役・監査役を候補者とした理由を「株主総会招集ご通知」に記載し、当社HPにて開示しております。

また、取締役・監査役の解任に当たっては、その理由を直ちに開示する方針であります。

【補充原則3-1-3 サステナビリティの取り組み】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りです。

【補充原則4-1-1 経営陣への委任の範囲】

取締役会は、法令及び定款にて定める事項並びに経営に関する重要事項について、取締役会にて決定する旨取締役会規程にて定めております。

また、取締役会が決定した基本方針に基づき、日常の業務執行を経営陣に委ねており、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程においてその職務と責任を明確にし、意思決定の迅速化や審議の効率化に努めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任につきましては、「社外役員の独立性に関する基準」を独自に定め、当社HPにて開示している他、本報告書及び有価証券報告書に記載しております。また、独立社外取締役の選定に当たっては、その独立性基準に加えて、当社の経営に有益な知見や経験、専門的な知識を有すること等を重視して選任しております。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用と独立社外取締役の関与・助言】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りです。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りです。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況】

取締役及び監査役の上場会社の役員兼任状況につきましては、取締役及び監査役の“担当及び重要な兼職の状況”を「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」に記載し、当社HPにて毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社取締役会は、2020年度の取締役会の実効性に関する評価を、2021年3月に実施いたしました。

評価は、取締役会の規模・構成・役割分担、取締役会への情報提供・支援体制、取締役会における議題や議論の質量等について全取締役・監査役を対象にアンケートを行い、その結果を踏まえて取締役会で議論を行う形で実施いたしました。

取締役会として、取締役会の実効性は概ね高い水準の結果が得られておりますが、取締役会に対する議題の質量や情報提供の在り方等の運用面、取締役及び監査役に対するトレーニング機会の不足について改善の余地があるとの結果を受け、今後は、取締役会における議論の活性化、審議の質の向上のため、上程される案件の資料の質や量の見直しや審議資料の早期提供を実施してまいります。また、取締役および監査役が必要な知識の習得や適切な更新等が行えるよう、必要に応じてセミナーやeラーニングなどの機会も提供してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

“取締役及び監査役の研鑽及び研修”についての基本方針を「当社ガイドライン」に定め、当社HPにて開示しております。また、必要な知識の取得や役割・責務の十分な理解のために、就任時のみならず就任後も継続的に更新する機会を適宜提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営企画部をIR担当部門として、当該部門の担当役員が統括し、関連部門と連携を図りながら、個人投資家向け会社説明会やアナリスト・機関投資家向け決算説明会等を定期的に開催しております。また、株主との建設的な対話を通じて双方向のコミュニケーションの充実を図り、経営に関する分析や評価を吸収し経営陣幹部に報告しております。なお、“株主との対話”についての基本方針を「当社ガイドライン」に定め、当社HPにて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤田 進	5,753,700	24.00
藤田 進一	2,483,000	10.36
株式会社ドリームカムトゥルー	1,700,000	7.09

藤田 百合子	700,000	2.92
藤田 由香	700,000	2.92
庄田 桂二	653,000	2.72
庄田 優子	650,000	2.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	438,900	1.83
株式会社夢現企画	360,000	1.50
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	256,200	1.07

支配株主(親会社を除く)の有無	藤田 進、藤田 進一
親会社の有無	なし

補足説明 更新

所有株式数の欄は、2021年6月30日現在で表示しております。また、当社は、自己株式382,309株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。所有割合につきましても、自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である当社代表取締役会長藤田進氏及び当社代表取締役社長藤田進一氏の持株比率は、二親等以内の親族及び創業家の資産管理会社である株式会社ドリームカムトゥルー並びに株式会社夢現企画の所有株式を合計すると54.57%と過半数となることから、支配株主に該当致します。

当社は、全ての取引に関し、その適法性、内容の妥当性及び合理性を稟議規程等の諸規程に基づき審議しておりますが、特に株式会社ドリームカムトゥルー並びに株式会社夢現企画を含む支配株主及びその二親等以内の者との取引については、関連当事者取引として取り扱い、通常取引と比較して適正、妥当かつ合理的な取引であるかを取締役会に諮り、利害関係者を除く取締役による承認を得たうえで取引を行う旨「当社ガイドライン」に定めており、少数株主やその他通常取引先に不利益が生じないよう適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は親会社及び上場子会社を有しておりませんので、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
仁田 雅志	他の会社の出身者													
井上 守	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仁田 雅志			仁田雅志氏は、株式会社東急文化村の取締役及び執行役員として長年日本有数の文化芸術に関する企画・経営に携わられ、その豊富な経験と実績より当社の経営に対し客観的な立場よりの確かな提言・助言をいただけると判断したことから、社外取締役として選任いたしました。また、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

井上 守		井上守氏は、これまで住宅関連分野における幅広い見識と豊富な経験、及び住友林業株式会社等においての役員経験を有しており、当社取締役会の意思決定に際して適切な助言、指導をいただけると判断したことから、社外取締役として選任いたしました。また、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 **更新**

1. 委員会設置の目的
取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。

2. 委員会の役割
取締役会からの諮問に応じて、主に以下の事項について審議を行い、取締役会に答申を行います。
 ・取締役及び執行役員の選解任と指名を行うにあたっての方針に関する事項
 ・取締役及び執行役員の選任及び解任に関する事項
 ・取締役及び執行役員の報酬等を決定するにあたっての方針に関する事項
 ・取締役及び執行役員の報酬の内容に関する事項
 ・その他、取締役会が必要と判断した事項

3. 委員会の構成
委員会は3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とし、取締役会の決議により選定します。また、委員長は委員の中から委員会の決議によって選定いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

三様監査を担う監査役、会計監査人、内部監査室はそれぞれ密接に連携を取りながら業務を推進することで、監査の効率と質の向上を図っております。
 当社の監査役会は常勤監査役1名と独立社外監査役2名で構成されております。監査役会は毎月1回程度開催されており、監査方針や監査計画など重要事項を決定するとともに、監査役間の協議、報告、情報共有を行っております。なお、監査役は3名以内とする旨定款で定められております。
 監査役監査は、常勤監査役を中心に独立社外監査役2名も業務を分担して、監査役3名が積極的に関与しております。監査役3名は、取締役会その他の重要な会議に出席し、適宜意見を述べているほか、取締役等から業務執行に関する報告を受けております。また、常勤監査役は重要書類の閲覧等を行いその内容を独立社外監査役2名に共有しており、取締役の職務の執行状況を常に監督できる体制にあります。なお、監査役3名はそれぞれ得意の専門分野における知識を有しており、適切な業務分担により有効性の高い監査が実施されております。

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当社は同法人からの定期的な財務諸表等に対する監査をはじめ、監査目的の上必要と認められる範囲で内部統制及び経理体制等会計記録に関連する制度、手続きの整備・運用状況の調査を受け、また、その結果についてのフィードバックを受けております。監査役3名は、同法人が行う監査・調査のフィードバックを四半期に一度受けるなど、同法人との間で定期的に意見交換を行っております。

当社では内部統制制度の充実と経営の合理化及び資産の保全を行うために内部監査制度を設けております。内部監査業務は内部監査室が担っております。内部監査室は内部監査規程に基づき監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得たうえで同計画に基づいて内部監査を実施しております。当該内部監査は子会社を含む会社全部門を対象として実施しており、当社グループの業務活動の適正性及び効率性の確保に寄与しております。

常勤監査役と内部監査担当者は、内部監査実施に先立ち事前に面談し、連携して効率的かつ有効な監査が実施できるように努めており、また、監査役3名及び内部監査担当者は会計監査人との連携により、監査業務の効率化、合理化を図り、その機能の強化に努めております。内部監査結果についても、適宜相互に報告する関係を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
岡田 義廣	税理士														
富田 純司	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 義廣			岡田義廣氏は税理士として企業税務に精通しており、会計、税務に関する相当程度の知見を有しており公正中立的な立場から取締役の監視とともに、提言・助言をいただくと判断したことから、社外監査役として選任いたしました。また、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
富田 純司			富田純司氏は、弁護士として法律に関する高い経験と見識を有しており、社外監査役としての監査機能の実効性を高めていただくため社外監査役として選任いたしました。また、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

また、当社は以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

1. 本人が現在または過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと
 - (1) 当社グループ関係者
以下に定める要件を満たす者を当社グループ関係者とする。
当社グループの業務執行者(注1)が役員に就任している会社の業務執行者
当社グループの会計監査人及び主幹事証券のパートナーまたは当社グループの監査に従事する従業員
 - (2) 当社グループの主要な借入先(注2)の業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な取引先(注3)の業務執行者
 - (4) 当社グループより、役員報酬以外に年間100万円を超える報酬を受領している者
 - (5) 一定額を超える寄付金(注4)を当社グループより受領している団体の業務を執行する者
2. 本人の配偶者、二親等内の親族が、現在、以下に掲げる者(重要でない者を除く)に該当しないこと
 - (1) 当社グループの業務執行者
 - (2) 上記1(1)～(5)に掲げる者

なお、上記要件を満たさないが独立性を有すると判断される場合は、その根拠を開示して独立性を有すると認定することがある。

注1:業務執行者とは、重要な使用人をいう。

注2:主要な借入先とは、連結総資産の2%を超える額の借入先をいう

注3:主要な取引先とは、ある取引先と当社グループとの取引額が、当該取引先の直近最終年度における年間連結売上上の2%を超える取引先をいう。

注4:一定額を超える寄付金とは、ある団体に対し、年間100万円を超える寄付金をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

固定報酬とは別枠として、2015年3月27日開催の第25回定時株主総会において株式報酬型ストックオプションに係る報酬等として、社外取締役を除く取締役に対し、年額9千万円以内(定款上の取締役員数7名以内、同決議日時点の社外取締役を除く取締役6名)と決議いただいております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること並びに株主の皆さまとの一層の価値共有を目的として、株式報酬型ストックオプションを交付しています。

株式報酬型ストックオプションは、原則として毎年、当社と割当対象者との間で新株予約権割当契約書を締結したうえで、役位に応じて決定された数の新株予約権を交付します。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、行使の条件は、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できると定めております。

なお、従業員、子会社取締役、子会社従業員向けは、2020年4月10日に行使期間が終了しており、新たなストックオプションは発行しておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

第31期事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)における役員の報酬等の総額は、取締役155百万円(うち社外取締役11百万円)、監査役24百万円(うち社外監査役11百万円)であります。

(注)1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記報酬等の額には、2020年新株予約権として当社取締役5名に付与した新株予約権3百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

当社の取締役の報酬等の額及びその算定方法に関しまして、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としており、固定報酬及び取締役(社外取締役を除く)へ付与する株式報酬型ストックオプションで構成されております。具体的には、株主総会で固定報酬及び株式報酬型ストックオプションの報酬総額をそれぞれ決議し、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長藤田進一が決定しております。監査役の報酬等に関しましては、固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査役会にて常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、協議・決定しております。

固定的な基本報酬は、2007年3月27日開催の第17回定時株主総会において取締役分が年額5億円以内(使用人分給与は含まない、定款上の取締役員数7名以内、同決議日時点の取締役4名)、監査役分が年額3千万円以内(定款上の監査役員数3名以内、同決議日時点の監査役2名)と決議いただいております。

固定金銭報酬とは別枠として、2015年3月27日開催の第25回定時株主総会において株式報酬型ストックオプションに係る報酬等として、社外取締役を除く取締役に対し、年額9千万円以内(定款上の取締役員数7名以内、同決議日時点の社外取締役を除く取締役6名)と決議いただいております。

基本報酬は、各役位の職務に対して毎月固定額を支給する報酬であり、株式報酬型ストックオプションは、株主総会終了後の翌月の取締役会にて発行決議し、役員内規にあらかじめ定められた割当個数を付与しております。

代表取締役社長は、取締役会の決議に先立ち、社外取締役に対し説明を行い、適切な意見を得た後に、上記方針に基づき、取締役会は代表取締役から上程された各取締役の個別の固定報酬案について審議の上、代表取締役社長である藤田進一に一任する方法で決議しております。

なお、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役2名と代表取締役社長の計3名で構成する指名・報酬委員会を2021年11月に設置しました。今後、経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたり、本委員会で審議し、取締役会に答申の上、取締役会にて十分審議して決定する方針であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役並びに非常勤監査役である社外監査役へのサポート体制といたしましては、取締役会の事務局である管理本部が窓口となり、取締役会の開催前に内容をより深く把握することを目的として、取締役会の資料を取締役会の構成メンバー全員に対して電子メールで送付することにより、事前に情報を共有し、十分な検討を行うことができる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は現在以下の取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されており、十分な議論の上に迅速な意思決定を行う人員となっております。

代表取締役会長	藤田進
代表取締役社長	藤田進一
取締役	渡邊敏之
取締役	大久保明
取締役	庄田桂二
社外取締役	仁田雅志
社外取締役	井上守

取締役会は月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及び取締役会規程等で定められた経営に関する重要事項を決定するとともに、代表取締役社長の業務執行の状況を逐次監督しております。

また、業務執行においては、営業本部長、開発事業本部長及び管理本部長にそれぞれ取締役が就任しており、取締役会の決定を迅速かつ正確に業務執行できる体制を目指しております。

なお、監査役3名も恒常的に参加出席し、適宜意見を述べております。

2. 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役間の連携を強化し、監査役監査の実効性を高めるべく、以下の監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)で監査役会を設置しております。

常勤監査役	武田克実
社外監査役	岡田義廣
社外監査役	富田純司

監査役会は毎月1回程度開催されており、監査方針や監査計画など重要事項を決定するとともに、監査役間の協議・報告・情報共有を行っております。

また、各監査役は、会計監査人並びに内部監査室と緊密に連携の上、経営監視、内部統制、会計監査、業務監査が一体として機能する体制を構築しております。

各監査役は、定期的に各取締役に職務執行状況をヒアリングし、また会計監査人や内部監査室と随時緊密に連携、意見交換を行っており、取締役の職務執行状況を把握できる体制となっております。

3. 会計監査の状況

(1) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 鈴木理

指定有限責任社員・業務執行社員 飴谷健洋

(3) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、会計士試験合格者3名、その他8名であります。

4. 常務会

当社は、取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行に関する重要事項を審議、決定するため、取締役会規程及び常務会規程に基づき常務会を設置しております。常務会は、以下の常勤取締役5名により構成され、常勤監査役及び社外取締役2名が恒常的に参加出席しております。原則として週1回開催しております。

代表取締役会長 藤田進
代表取締役社長 藤田進一
取締役 渡邊敏之
取締役 大久保明
取締役 庄田桂二

5. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との責任限定契約

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款にて定めております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

上記に基づき、当社は社外取締役 仁田雅志氏及び井上守氏、並びに常勤監査役 武田克実氏、社外監査役 岡田義廣氏及び富田純司氏との間に当該契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の機関設計は監査役会設置会社であり、そのうえで社外監査役2名と社外取締役2名を独立役員として指定しております。これら独立性の高い4名の独立役員は、経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能を有する取締役会に対し、客観的・中立的な立場で職務を遂行しております。

この役割により、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速、適切に対応できる経営機能の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報提供について必要に応じ適確に提供すべきと考えており、株主総会付議議案については、招集通知発送前にTDnet及び当社HPにて開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主との建設的な対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会へ出席できるよう、開催日程及び開催場所について配慮するよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社HPに株主・投資家向けコンテンツを設け掲載しております。 開示の基本方針、開示方法、インサイダー取引の未然防止、情報の取扱等について規定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1～2回程度の開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表後に決算説明会を開催しております。 なお、2020年度から、感染症の拡大防止を考慮し会場開催を中止し、代表取締役社長による決算説明動画を当社HP上に掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社HPに株主・投資家向けコンテンツを設け、以下の資料を随時掲載しております。 ・決算情報 ・決算説明会資料 ・決算情報以外の適時開示資料 ・有価証券報告書及び四半期報告書 ・株主総会関連資料（招集通知・決議通知・株主通信）	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部をIR担当部署としております。	
その他	英文HP及び英文IR資料を作成し、外国人投資家向けの情報開示への取り組みを進めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は企業理念に「ステークホルダー満足度の充実につとめます」と定めており、最重要課題の一つとして位置付けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	(1) 当社は株主・投資家をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話を重視しております。そうした建設的な対話を通じて、経営方針に係る理解を得る努力を行うとともに、ステークホルダーの意見等を吸収し、当社の持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでおります。 (2) インサイダー取引防止規程及び適時開示手順書を策定の上、当該規程に則り運用しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、株主をはじめ、お客様、社会、従業員等のステークホルダーとの適切な関係を維持し、不動産販売業者としての社会的使命・責務を全うすることで長期的な業績向上と企業価値の増大に努めます。そのために、当社は、健全で透明性の高い内部統制システムを構築し、適切なコーポレート・ガバナンスを行ってまいります。

1. 取締役及び使用人の法令等の遵守、ならびにリスク管理に関する体制について

(会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第2号及び第4号)

(1) 取締役会は、リスク管理体制を構築するとともに、取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保します。また、内部通報規程に定める内部通報制度を運用し、法令等に反する行為の未然防止もしくは早期発見を図ります。なお、リスクマネジメントの推進にあたっては、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクの把握、それに対する再発防止策やリスク低減等に関する施策を審議するとともに、有効性に対する評価・モニタリングを行い、その結果を取締役会へ報告しております。

(2) 取締役会は、反社会的勢力との関係遮断を企業防衛の観点から必要不可欠なことと捉え、団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないよう取り組みの強化を図ります。

2. 取締役の効率的な職務執行の確保と当該職務執行に係る情報の保存等について

(会社法施行規則第100条第1項第1号及び第3号)

(1) 取締役会は、職務権限規程や業務分掌規程等に基づく適切な権限委譲や稟議制度について定め、取締役の適正かつ効率的な職務執行環境を整備します。

(2) 取締役会は、文書管理規程等必要な諸規程を定め、主要会議の議事録やその資料及び業務執行に係る重要書類や報告書等について適切に保存管理します。なお、取締役及び監査役は常時これらの記録を閲覧できます。

3. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について(会社法施行規則第100条第1項第5号)

(1) 取締役会は、当社の子会社を管理する部署及び規程を定め、当社及びその子会社から成る企業集団における業務の執行及び法令等の遵守状況ならびにリスク管理の体制について監督し、適正かつ効率的な事業運営を行います。

(2) 取締役会は、必要に応じて、当社の子会社に対してその取締役及び使用人の職務の執行状況等についての報告を求めます。また、当社及び当社の子会社は、それぞれが当社の内部監査部門による監査を受けることを通じて、企業集団における業務の適正を確保する体制を維持いたします。

4. 監査役職務の補助要員の配置と独立性及び当該補助要員に対する指示の実効性の確保について(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号及び第3号)

(1) 取締役会は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役スタッフを配置します。

(2) 監査役スタッフは監査役の指揮命令により業務を行います。当該監査役スタッフの異動や評価・処遇については予め監査役の同意を得た上で決定します。

5. 監査役への報告、費用等の処理及び監査役監査の実効性を確保するための体制について

(会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号、第6号及び第7号)

(1) 当社取締役、子会社の取締役、ならびに当社及びその子会社の使用人は、当社監査役の求めに応じて、会社経営及び事業運営上の重要事項や業務執行の状況及び結果について報告します。

(2) 当社取締役子会社の役員、ならびに当社及びその子会社の使用人は、法令等の違反等、当社及びその子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第直ちに当社監査役に対して報告します。

(3) 当社は、当社監査役に内部通報制度による報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役子会社の取締役、ならびに当社及びその子会社の使用人に周知徹底します。

(4) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い、または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(5) 代表取締役社長は、監査役と適宜に会合をもち意思疎通を図るほか、監査役が実効的な監査を行なうことができる環境を整備します。

6. 上記の内部統制システムの整備及び運用に関し、内部監査部門が当社及びその子会社から成る企業集団の内部監査を実施し、監査役は取締役の職務の執行状況を監査します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、かねてよりの反社会的勢力の排除の機運の社会的な高まりを受け、代表取締役社長以下従業員に至るまで、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう努めてまいりました。

このような中、2011年10月1日に施行された「東京都暴力団排除条例」を受け、反社会的勢力との関わりを未然に防ぐべく、不動産売買に関する契約書にいわゆる「暴排条項」を記載することを徹底しておりますとともに、不動産売買、工事発注、物品購入等において新規取引を行う際は、新規取引先に対し、事前に新聞記事データベース等によるチェックを行う旨社内規程にて定められております。なお、チェックは総務部等において、マニュアルに定められた手順に従って実施しております。

また、株主につきましては、市場における取引を通じて反社会的勢力が当社の株式を取得する可能性があります。株主名簿管理人から定期的に情報を入手することにより、反社会的勢力が株主となっているか否かの把握に努めてまいります。

役員、従業員の採用においては、内定前に新聞記事データベース等によるチェックを行っております。

上記のような社内でのチェック体制とは別に、当社は「公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」へ2008年4月に加入し、所轄警察署との関係を深め、また必要に応じ取引先が反社会的勢力に該当するか照会する等、反社会的勢力との関わりを防ぐあらゆる情報の入手に努めております。

その他

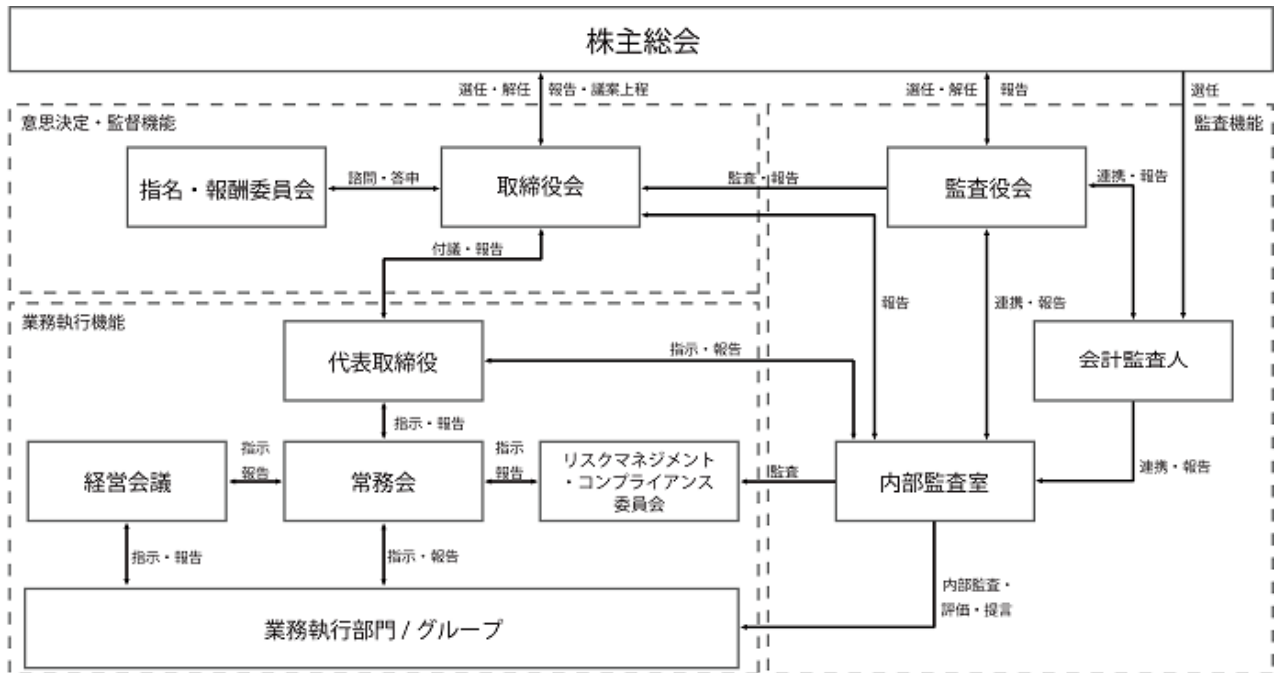
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



【適時開示体制の概要（模式図）】

